

重度心身障害者・高齢重度障害者の 福祉医療受給者証をお持ちのみなさまへ

令和5年8月から

福祉医療制度に所得の基準が導入されました

公平性の確保や制度を将来にわたって安定的に運営していくため、一定の所得がある方には医療費の負担をお願いすることになりました。

以下の所得制限基準額を上回る方については、令和5年8月1日から福祉医療制度の助成対象外となります。

令和8年8月1日から、特別障害者手当所得基準額の改定に伴い、受給資格者本人に対する所得制限基準額が引き上げられました。

【概要】

- 所得の確認対象：受給資格対象者本人及び同居する配偶者・扶養義務者
- 対象所得：給与所得・譲渡所得・不動産所得・雑所得（年金）等
（障害年金、遺族年金などの非課税所得は対象外です）

【所得制限基準額及び収入額の目安等：令和8年8月1日更新】

（単位：円）

扶養親族等の数	受給資格者本人		配偶者又は扶養義務者の所得額	
	所得制限基準額	収入額の目安	所得制限基準額	収入額の目安
0人	3,758,000	約 5,372,000	6,287,000	約 8,319,000
1人	4,138,000	約 5,848,000	6,536,000	約 8,586,000
2人	4,518,000	約 6,324,000	6,749,000	約 8,799,000
3人	4,898,000	約 6,776,000	6,962,000	約 9,012,000

※対象所得が、所得制限基準額を超過する場合（配偶者等は以上の場合）、助成対象外です。

※扶養親族等の数は、税法上実際に扶養している人の数です。

※収入額の目安は、給与所得者を例とした額です。

※所得制限基準額は、特別障害者手当に準拠しているため、制度改正により変更となる場合があります。

○お問い合わせ先

□□市町村福祉医療担当課

電話：

群馬県健康福祉部国保医療課 保険・福祉医療係

電話：027-226-2676

※なお、窓口等を含めて個人の収入に関してのお問い合わせにはお答えできませんので



『群馬県 HP』

重度心身障害者医療費助成に関する改正について